

会員事業主 各位

児島商工会議所

令和 6 年度優良従業員表彰について

拝啓 会員の皆さまには益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当所運営につきましては、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当所会員事業場に勤務し、成績優秀な方々を例年の通り表彰させていただきます。裏面の「児島商工会議所優良従業員表彰規則」をご留意の上、被表彰者を推薦書様式によりご推薦下さい。

敬 具

記

- 1) 申込締切日 令和 6 年 9 月 3 0 日 (月) 必着
- 2) 締切後の受付は致しませんので期日を厳守してください。
また、FAXでの受付は致しませんので、必ず原本をお送りください。
- 3) 表彰式は 1 1 月 2 2 日 (金) に行う予定です。
(被表彰者審査会開催後に改めてご案内致します。)

【留意事項】

次のいずれかに該当する場合は、推薦することができません。

- ①事業所において役員（取締役以上）の地位にある人
- ②事業主、経営者の家族従業員である人

※ ご推薦の従業員の方につきましては、式典当日必ずご出席いただきます様、事業主様におかれましては、特段のご配慮よろしくお願いいたします。

※ 推薦書は 1 部ですので、推薦人数が多い場合は、推薦書をコピーしてお使い下さい。

【児島商工会議所優良従業員表彰規則】

児島商工会議所会員企業のうちから技能卓越、人格高邁業務に精励し、地域産業の発展に寄与し、他の模範とすべき者に対し本規則に基づき表彰状及び記念品を贈る。

第1条 表彰は、当所の会員である企業の従業員であって、成績優秀でかつ次の資格を有する者の内より選考により行う。

- (1) 年功表彰（過去1年の出勤率が96%以上の者）
 - 第1種 同一企業に10年以上連続勤務している者
 - 第2種 同一企業に20年以上連続勤務している者
 - 第3種 同一企業に30年以上連続勤務している者
- (2) 特別表彰
改良発明研究その他所属事業場に特に功労のあった者。

第2条 各事業主は前条に該当する者を推薦する場合は、9月1日現在の従業員より選考の上、別に定める期日までに児島商工会議所会頭宛推薦書を提出するものとする。

（全従業員の5%以内とし、端数が生じる場合は切り上げるものとする）

第3条 推薦書に記載すべき事項は、下記の通りとし、別に様式は定める。

- (1) 被表彰者の氏名・男女別・年齢（生年月日）
- (2) 所属事業場名
- (3) 職名
- (4) 現在までの作業経歴と勤続年数
- (5) 推薦の理由
- (6) 過去1年の出勤率
- (7) 過去における受賞の有無（あればその被表彰者名を記入のこと）

第4条 表彰される従業員の審査は各事業主より推薦のあった者に対し、審査委員が選考を行い、被表彰者を決定する。

第5条 前条の審査委員は会頭が委嘱する。

第6条 本表彰は過年度に同種表彰を、またはせんい児島瀬戸大橋まつりにおいて同種表彰（1種10年表彰に該当）を受けた者については、これを行わない。

附 則

本規則は昭和37年1月19日より施行する。

（昭和46年6月3日改正）

（昭和48年11月5日改正）

本規則は昭和60年2月1日より施行する。

本規則は昭和62年2月5日より施行する。